

【令和7年3月1日改正】

施工体制台帳等の 作成マニュアル



宇 城 市

<目次>

1	施工体制台帳等の作成の目的	1
2	施工体制台帳等を作成しなければならない工事	2～3
3	施工体制台帳の作成範囲	4
4	施工体制台帳等の作成に係る関係者への周知	4～5
5	再下請負通知	5
6	施工体制台帳の構成	6
7	宇城市発注の建設工事における取扱い	7～9
	(記載例1) 施工体制台帳(元請負人に関する事項)	10
	(記載例2) 施工体制台帳(下請負人に関する事項)	11
	(記載例3) 施工体系図	12
	(記載例4) 作業員名簿	13
	(作成例) 再下請負通知書	14～15
	(参考1) 関係法令	16
	(参考2) 建設工事の種類及び例示	17～18
	(参考3) 建設業法における技術者制度	19～22
	(参考4) 請負契約書に記載すべき内容	23
	(参考5) 不正行為等に対する監督処分	24
	(参考6) 公共工事の発注者	25

1 施工体制台帳等の作成の目的

建設工事の施工は、一般的に、それぞれ独立した各種専門工事の総合的な組み合わせにより成り立っているため、建設業は他産業に類を見ないほど多様化し、かつ、重層化した下請構造を有しています。

このような特色を有する建設業において建設工事の適正な施工を確保するためには、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、直接の契約関係にある下請業者のみならず、当該工事の施工に当たる全ての建設業を営む者を監督しつつ工事全体の施工を管理することが必要です。

このため、「建設業法」及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が一定の下請契約を行う場合は、「施工体制台帳」や「施工体系図」の作成等を義務付けられており、当該建設業者は施工体制台帳等の作成を通じ施工体制の的確な把握を行うことによって、建設工事の適正な施工に努めなければならない。

また、公共工事においては、その発注者は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検、その他の必要な措置を講じなければならないこととされております。

- ① 品質・工程・安全などの施工上のトラブルの発生
- ② 不良不適格業者の参入や建設業法違反
- ③ 安易な重層下請による生産効率低下

防止

※関係法令については、16ページを参照。

2 施工体制台帳等を作成しなければならない工事

(1) 発注者から直接、建設工事(※1)を請け負った特定建設業者が、当該建設工事を施工するために締結した下請契約(※2)の請負金額の総額が5,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上となる場合

(2) 公共工事(※3)の発注者から直接、建設工事(※1)を請け負った建設業者で、当該建設工事を施工するために下請契約(※2)を締結した場合(下請金額に関わらず)

◎ 作成の要否については、3ページのフローチャートを参考に判断してください。

(※1) 建設業法「別表第1」の上欄に掲げるものをいいます。(17～18ページ参照)

(※2) 建設工事の全部又は一部を完成する目的で締結される請負契約をいい、建設工事の完成と直接関係のない請負行為等(資材納入、運搬、警備、測量、調査等)を目的とする契約は含まれません。

(※3) 国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいいます。(25ページ参照)

【誰が】

- ・発注者から直接、建設工事を請け負った建設業者(二元請業者)

【いつ】

- ・民間工事では、下請契約の請負金額の総額が5,000万円(建築一式工事:8,000万円)以上となる場合
- ・公共工事では、下請契約を締結した場合(下請金額に関わらず)

【何を】

- ・「施工体制台帳」及び「施工体系図」

【どうする】

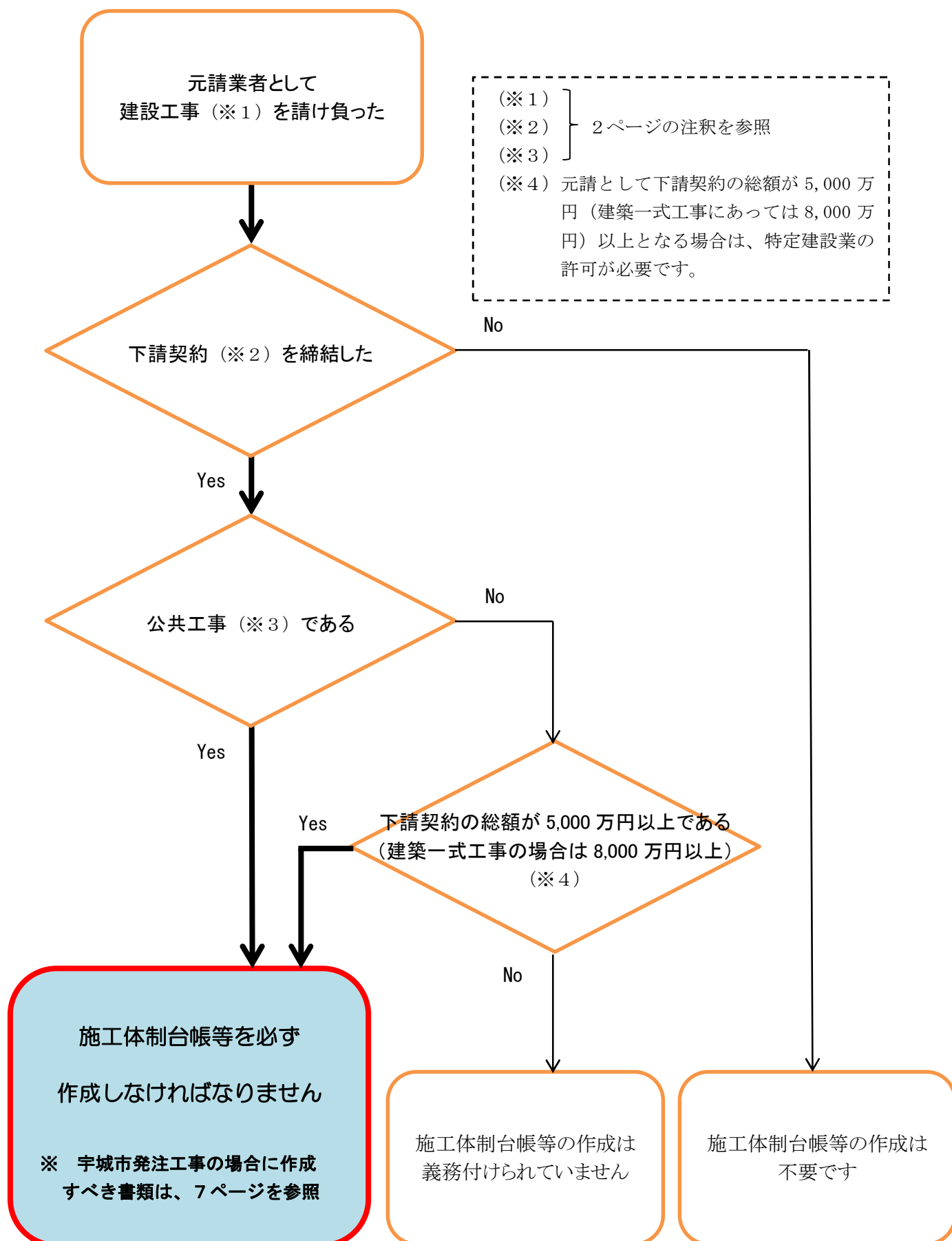
施工体制台帳

- ・民間工事では、工事現場ごとに備え置くとともに、発注者から請求があったときは、閲覧に供しなければなりません。
- ・公共工事では、工事現場ごとに備え置くとともに、写しを発注者に提出しなければなりません。
(情報通信技術(建設キャリアアップシステムやその他適切なシステム)を利用する方法により発注者が施工体制を確認することができる措置を講じている場合は提出不要となります。)

施工体系図

- ・民間工事では、工事現場の見やすい場所に掲示しなければなりません。
- ・公共工事では、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければなりません。

＜施工体制台帳等の要否を判断するに当たってのフローチャート＞



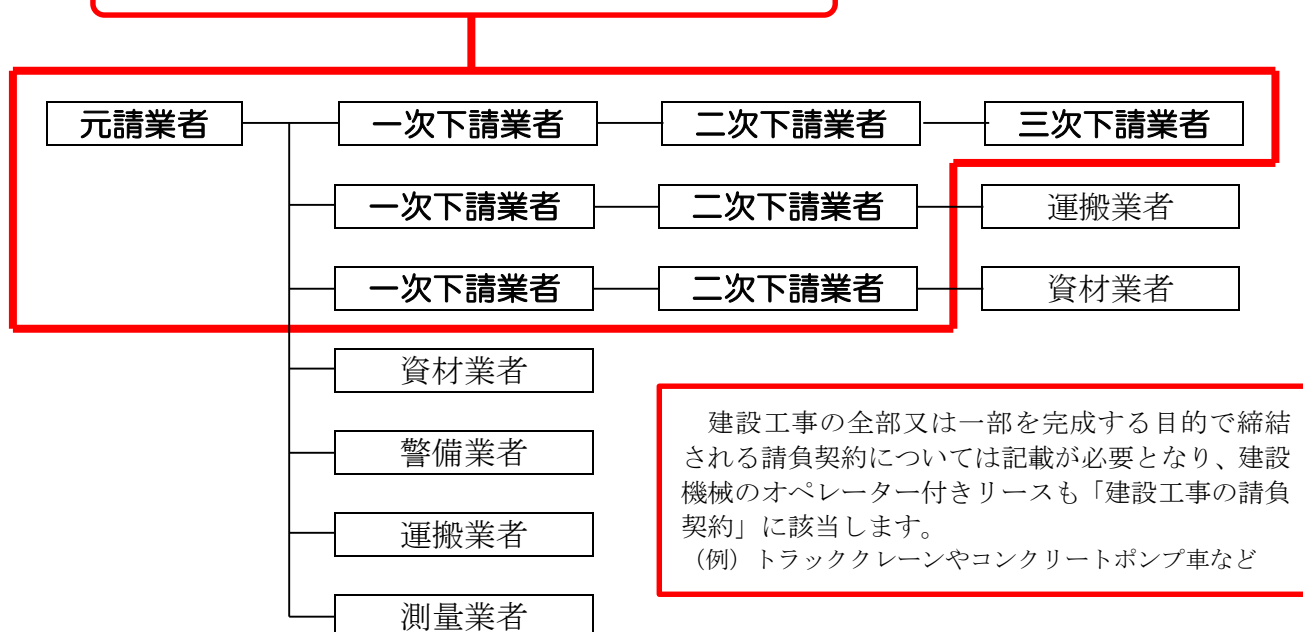
3 施工体制台帳の作成範囲

施工体制台帳に記載すべき下請負人の範囲は、元請業者と直接下請契約を締結した請負人（一次下請）に限らず、二次、三次下請等も含め、当該建設工事の施工に携わる全ての下請負人（建設業の許可を受けていない者（※）を含む）が記載の対象となります。

（※）軽微な建設工事（500万円に満たない工事（建築一式工事にあつては1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事））のみの場合は、建設業の許可を受けなくても請け負うことができます。なお、軽微な建設工事に該当するか否かを判断する際、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の合計額で判断します。また、注文者が材料を提供し、工事の請負代金の額に材料の価格が含まれない場合であっても、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えた額で判断します。

施工体制台帳を作成しなければならない範囲

（三次下請までである場合の例）



「建設工事の請負契約」には該当しない資材納入、運搬、警備、測量、調査等に係る下請負人については、建設業法上は記載の必要はありませんが、発注者が仕様書等で記載を求めている場合は記載が必要です。

4 施工体制台帳等の作成に係る関係者への周知

施工体制台帳を作成しなければならない元請業者は、下請負人に対し次の①～③に掲げる事項を書面により通知するとともに、当該事項を記載した書面を当該工事現場の見やすい場所に掲示しなければなりません。

- ① 元請業者の商号又は名称
- ② 再下請負を行う場合は再下請負通知を行わなければならない旨
- ③ 再下請負通知に係る書類を提出すべき場所

＜下請負人に交付する書面の文例＞ ＊下請契約を締結した全ての下請負人に対し書面により通知

・・・・・・・・下請負人となった皆様へ・・・・・・・・

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律100号)第24条の8第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは、

- ① 建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。
- ② 貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号 ○○建設(株)
再下請負通知書の提出場所 工事現場内建設ステーション／△△営業所

＜工事現場に掲示する書面の文例＞

＊当該工事現場の見やすい場所に掲示

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション／△△営業所まで、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を提出してください。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

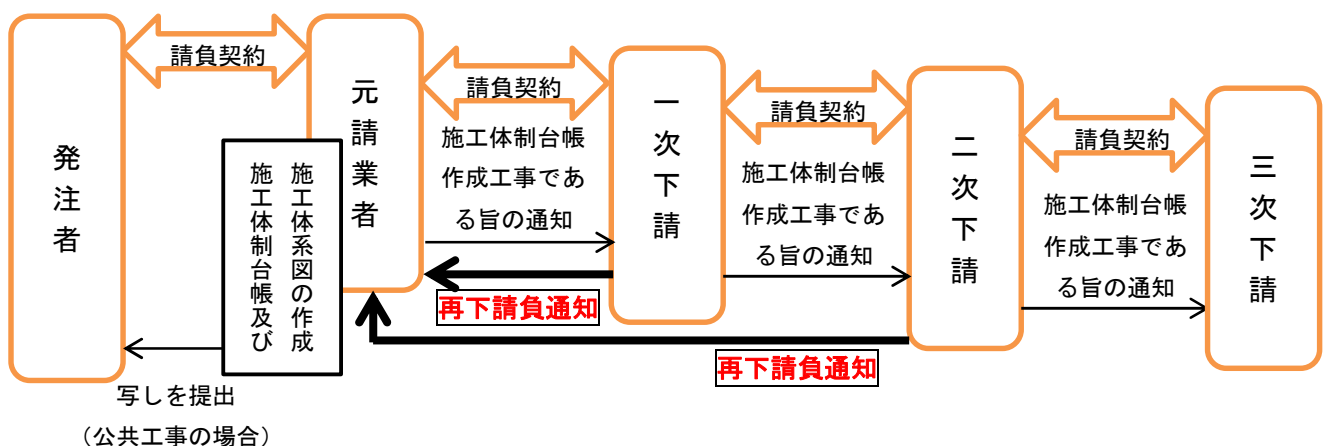
○○建設(株)

5 再下請負通知

下請負人がその請け負った建設工事をさらに他の建設業を営む者に請け負わせたときは、

「再下請負通知書」を作成し、下請契約に係る契約書の写しを添えて、元請業者に提出しな
ければなりません。

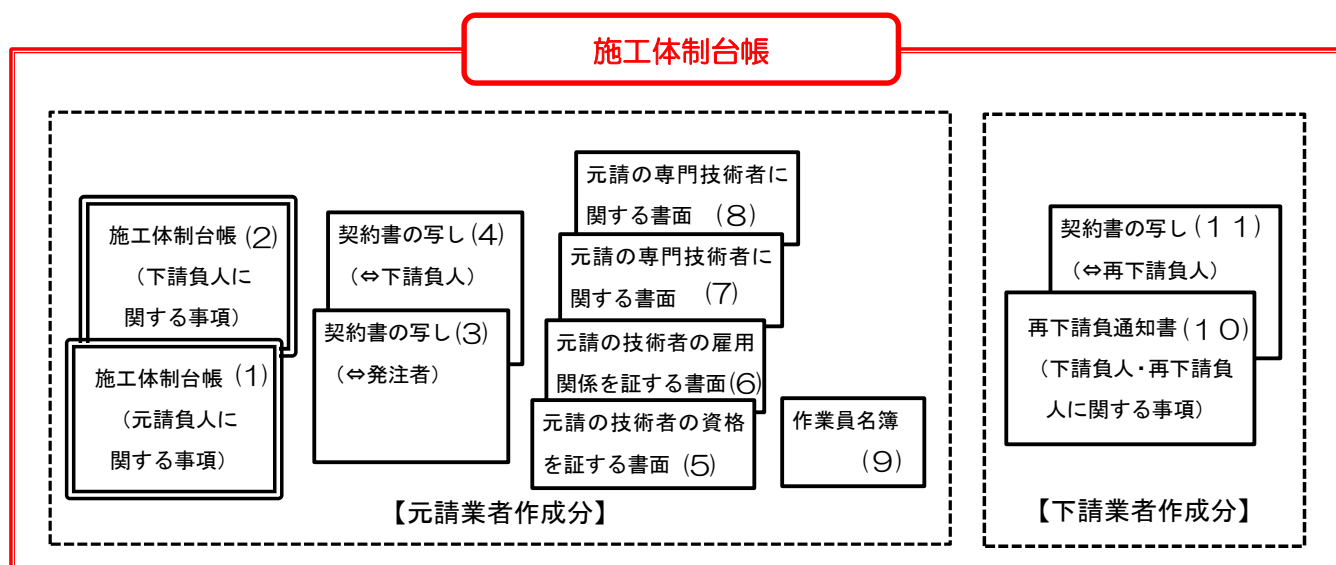
＜施工体制台帳作成のイメージ＞



6 施工体制台帳の構成

施工体制台帳を作成しなければならない元請業者は、施工体制台帳に元請負人に関する事項を記載するとともに、下請負人（一次）に関する事項も記載し、添付すべき書類を揃えなければなりません。また、下請負人から提出のあった再下請負通知書及び添付書類を取りまとめなければなりません。

※下請負人から再下請負通知が行われないことを理由に施工体制台帳の作成等を行わなくても構わないことにはなりません。施工体制台帳を的確かつ速やかに作成するため、自ら進んで施工に携わる下請負人の把握に努め、これらの下請負人に対し速やかに再下請負通知を行うよう指導するとともに、自ら施工体制台帳の作成に必要な情報の把握に努める義務があります。



- (1) 施工体制台帳（元請負人に関する事項） (2) 施工体制台帳（下請負人に関する事項）
【以下、(3)～(8)、(10)、(11)は添付書類】
- (3) 元請業者が発注者と締結した請負契約に係る契約書の写し
(4) 元請業者が下請負人と締結した請負契約に係る契約書の写し
(5) 元請の主任（監理）技術者が資格を有することを証する書面又はその写し
※ 専任を要する監理技術者の場合は、監理技術者資格者証の写しに限る
(6) 元請の主任（監理）技術者が雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はその写し
※ 健康保険被保険者証の写し（保険者番号及び被保険者等記号・番号はマスキングを施すこと）等
(7) 元請が監理技術者補佐を置いた場合は、その者が監理技術者補佐資格を有することを証する書面及びその者が雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
(8) 元請が専門技術者を置いた場合は、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及びその者が雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はこれらの写し
(9) 建築工事に従事する者の氏名、生年月日及び年齢等を整理した名簿（作業員名簿）
(10) 再下請負通知書（下請負人に関する事項・再下請負人に関する事項）
(11) 下請負人が再下請負人と締結した請負契約に係る契約書の写し

下請負人が再下請負を行なった場合のみ

7 宇城市発注の建設工事における取扱い

宇城市においては、より一層の適正な施工を確保し、建設業の健全な発達に資することを目的として、「下請契約報告事務取扱要領」を定め、市発注の建設工事の受注者（＝元請業者）に対し、次のとおり書類の提出を求めています。

（１）提出書類

対象となる工事	書類の種類	様式	サイズ
宇城市から直接請け負った 建設工事のうち、下請契約を 締結したもの	①施工体制台帳（元請負人に関する事項）	別記様式１	A４
	② // （下請負人に関する事項）	別記様式２	A４
	③ // （添付書類）	—	A４
	④施工体系図	別記様式３	A３
	⑤作業員名簿	別記様式４	A３

◎ 具体的には、８ページのチェックリストを参照してください。

（２）提出先

発注機関の主任監督員

（３）提出期限

下請契約締結の日から２１日（３週間）以内（例：下請契約日が１日であれば、２１日まで）
※２１日（３週間）目に当たる日が市の休日に当たるときは、その翌日までとします。

（４）提出方法

書面又は電子データ

※情報通信技術（建設キャリアアップシステムその他適切なシステム）を利用する方法により発注者が施工体制を確認することができる措置を講じている場合は提出不要となります。その場合は、発注者へご連絡ください。

※発注機関の主任監督員が書類の内容を確認し、不備等があれば修正を指示します。

※施工体制台帳等に係る提出書類は、原則、上記のとおりですが、発注機関において施工体制等の確認を行うに当たって疑義が生じた場合は、上記以外の書類の提出を求めることがあります。

＜宇城市発注工事における施工体制台帳等の提出書類チェックリスト＞

（令和2年9月1日以降に提出する分から適用）

書類の種類		提出の要否	
①施工体制台帳（元請負人に関する事項）（別記様式1）		必須	☐
②施工体制台帳（下請負人に関する事項）（別記様式2）		必須	☐
③ 添 付 書 類	A 元請業者が発注者と締結した請負契約に係る契約書の写し	必須	☐
	B 元請業者が下請負人と締結した請負契約に係る契約書の写し	必須	☐
	C 元請の主任（監理）技術者が資格を有することを証する書面又はその写し ※専任を要する監理技術者の場合は、監理技術者資格者証の写しに限る	必須	☐
	D 元請の主任（監理）技術者が雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はその写し ※健康保険被保険者証の写し等	必須	☐
	E 元請の専門技術者が主任技術者資格を有することを証する書面又はその写し	元請が専門技術者を置いた場合のみ	☐
	F 元請の専門技術者が雇用期間を特に限定することなく雇用されている者であることを証する書面又はその写し		☐
④施工体系図（別記様式3）		必須	☐
⑤作業員名簿（別記様式4）		必須	☐

※ 下請負人が再下請負を行った場合は、その都度、次の書類一式を追加で提出。

③ 添 付 書 類	G 再下請負通知書（下請負人に関する事項）	必須（下請負人から徴取）	☐
	H 再下請負通知書（再下請負人に関する事項）	必須（下請負人から徴取）	☐
	I 下請負人が再下請負人と締結した請負契約に係る契約書の写し	必須（下請負人から徴取）	☐
④施工体系図（別記様式3）		必須（再下請負人を追記）	☐
⑤作業員名簿（別記様式4）		必須（下請負人から徴取）	☐

（注1）上記の順に並べて提出してください。なお、それぞれの書類が複数枚になる場合は、両面コピーでも構いません。（ただし、上記④の書類を除く。）

（注2）下請負人と締結した請負契約に係る契約書の写しについては、参考4（23ページ）に記載する

1～14の項目内容が確認できる部分を添付してください。

（注3）一度提出した書類の記載事項又は添付書類に変更があった場合は、変更後の事項を記載し、又は変更後の書類を添付し、提出してください。その際は、変更があった部分が分かるようにマーカー等で変更箇所を明示してください。

※下請契約の締結及び施工体制台帳等の作成に当たって下請負人から徴取した書類（上記③のG～I、⑤を除く）については、原則、発注機関への提出は不要です。ただし、疑義が生じた場合に提出を求めることがありますので、元請負人において保管しておいてください。

（例）許可通知書又は許可証明書、主任技術者に係る資格及び雇用関係を証する書面、見積書、社会保険や雇用保険に関する書類、暴力団排除条例に基づく誓約書、建退共の辞退届など

＜宇城市発注工事における施工体制台帳等の内容確認チェックリスト＞

（令和7年3月1日以降に提出する分から適用）

【発注機関用】

① 施工体制台帳（元請負人に関する事項）（別記様式1）		
ア 「現場代理人」が記載されているか？ ※ 市発注工事の場合は、約款により配置を義務付けている。	☐	☐
イ 建設業の許可は適切か？ ※ 下請け契約の総額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合は特定建設業の許可が必要である。⇒ 19ページを参照。	☐	☐
ウ 「主任技術者」又は「監理技術者」は、施工に必要な資格を有しているか？ ※ 主任技術者となり得る資格 → 一般建設業の営業所専任技術者となり得る資格と同一。 監理技術者となり得る資格 → 特定建設業の営業所専任技術者となり得る資格と同一。 ⇒ 19ページ（建設業における技術者制度）を参照。 ※ 下請契約の総額が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合（＝特定建設業者のみ）は、「監理技術者」を置かなければならない。	☐	☐
エ 「主任技術者」又は「監理技術者」の「専任・非専任」は問題ないか？ ※ 市から請け負った工事の契約金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上となる場合は、原則、「専任」で置かなければならない。	☐	☐
② 施工体制台帳（下請負人に関する事項）（別記様式2）		
ア 下請業者に発注した工事1件の契約金額が500万円以上である場合、当該建設工事の施工に必要な建設業の許可を有している業者を選定しているか？ ※ 下請業者の「工事内容」が許可を受けている業種で施工が可能であるか確認。 ⇒ 17～18ページ（建設工事の種類及び例示）を参照。 ※ 下請契約日が、許可の有効期間（許可年月日から5年間）内であるか確認。	☐	☐
イ 「主任技術者」は、施工に必要な資格を有しているか？ ※ 主任技術者となり得る資格 → 一般建設業の営業所専任技術者となり得る資格と同一。 ⇒ 19ページ（建設業における技術者制度）を参照。	☐	☐
ウ 「主任技術者」の「専任・非専任」は問題ないか？ ※ 元請から請け負った工事の契約金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）以上となる場合は、原則、「専任」で置かなければならない。	☐	☐
④ 施工体系図（別記様式3）		
ア 全ての下請業者について記載されているか？ ※ 一次下請は「施工体制台帳（下請負人に関する事項）」、二次下請以下は「再下請負通知書」で確認。	☐	☐
⑤ 作業員名簿（別記様式4）		
ア 全ての作業員（建設工事に従事する者）について、必要な事項が記載されているか？ ※ 記載する事項は、建設工事に従事する者（現場代理人・技術者を含む）の（i）氏名、生年月日及び年齢（ii）職種（iii）社会保険の加入状況（iv）被共済者であるか否かの別（v）安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容（vi）建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（作業員が希望しない場合は記載不要）	☐	☐
③ G 再下請負通知書（下請負人に関する事項）		
③ H 再下請負通知書（再下請負人に関する事項）		
ア ②「施工体制台帳（下請負人に関する事項）」の場合と同じ観点で確認する。	☐	☐

◎発注機関の主任監督員が上記の項目について確認する。

◎1件の下請金額が500万円以上（建築一式については1,500万円以上）又は下請金額の合計が5,000万円以上（建築一式については8,000万円以上）の場合は契約検査課の合議が必要。

(記載例1) 施工体制台帳 (元請負人に関する事項)

施工体制台帳を作成又は変更した年月日

2年 9月 1日

受付印

(発注機関使用欄)

作成建設業者の
商号名称

(別記様式1)

建設キャリアアップシステムに事業者IDが登録されている場合は記載。

施 工 体 制 台 帳

黄色部分は、建設業法で定められた記載事項

この工事を担当
する事務所名

[会社名・事業者ID] 水前寺建設株式会社

契約日時点で有効な許可日（＝許可通知書の「許可の有効期間」の始期、又は許可証明書の許可年月日）を記入

[事務所名・現場ID] ○○事務所改修工事作業所

作成建設業者が
受けている許可
を全て記入（業
種は略称でも可）

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
●	土、建、電、管、工事業 鋼、舗、しゅ	大臣 特定 知事 一般 第99999号	令和2年11月11日
●	通 工事業	大臣 特定 知事 一般 第99999号	令和2年11月11日

作成建設業者が
発注者と締結した
契約書に記載された
工事名称とその工事の具
体的内容

工事名称及び 工事内容	○○事務所改修工事 / 建築一式（RC造、地上3階、延床面積1,500㎡）		
発注者名 及び住所	宇城市長 △△△△ 〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野85		
工 期	自 令和2年 6月 6日 至 令和3年 3月 31日	契約日	令和2年 6月 5日

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された契約日

各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む。

作成建設業者が
発注者と締結した
契約書に記載された
工期

契約営業所	区 分	名 称	住 所
●	元請契約	本社	△△県△△市△△町1-1
●	下請契約	□□支店	□□県□□市□□町111

発注者と契約を
締結した作成建
設業者の営業所

発注者の 監督員名	注文 一郎	権限及び 意見申出方法	契約書記載のとおり
--------------	-------	----------------	-----------

一次下請と契約
を締結した作成
建設業者の営業
所

健康保険等 の加入状況	健康保険加入の有無	健康保険			厚生年金保険			雇用保険		
		加入	未加入	適用除外	加入	未加入	適用除外	加入	未加入	適用除外
事業所整理記号等	区 分	営業所の名称			健康保険			厚生年金保険		
	元請契約	本社			XXXX			XXXXXXXX		
	下請契約	□□支店			YYYY			YYYYYYYY		

一次下請を監督
するために作成
建設業者が置いた
監督員の氏名（※）

● 監督員名	白川 太郎	作成建設業者が置いた監理技術者又は主任技術者の氏名及び専任・非専任の別（いずれかに○）	権限及び 意見申出方法	契約書記載のとおり
● 現場代理人氏名	白川 一郎		権限及び 意見申出方法	契約書記載のとおり
● 監理技術者主任技術者氏名	専任 白川 二郎		資格内容	一級建築施工管理技士
● 専門技術者氏名	白川 三郎		専門技術者氏名	監理技術者又は主任技術者の資格
● 資格内容	実務経験（10年・管）	事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の事業所整理記号及び事業所番号を記入。		
● 担当工事内容	冷暖房設備工事 給排水設備工事			

事業所整理記号及び事業所番号。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の事業所整理記号及び事業所番号を記入。

作成建設業者が
置いた現場代理
人の氏名（※）

作成建設業者が
置いた専門技術
者の氏名、資格、
担当する工事の
具体的内容（※）

● 一号特定技能外国人の従事状況（有無）	有 無	● 外国人技能実習生の従事状況（有無）	有 無
----------------------	-----	---------------------	-----

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄の第一号に掲げる活動を行なう者（外国人建設就労者）が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

- ・説明書きの後に、（※）があるものについては、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記入不要。
- ・「権限及び意見申出方法」の欄は、建設業法では相手方に対して書面により通知することとなっているため、その通知書や契約書に定められている旨を記載。

労働保険番号もしくは雇用保険適用事業所番号。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の労働保険番号を記入。

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

(記載例2) 施工体制台帳（下請負人に関する事項）

(別記様式2)

<下請負人に関する事項>

下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された契約日

黄色部分は、建設業法で定められた記載事項

下請負人の商号 名称	● 会社名	阿蘇工業株式会社	代表者名	阿蘇 太郎
下請負人の所在 地及び電話番号	● 住 所	〒000-0000 ○○県○○市○○町7-8-9		
	● 電話番号	(電話 096-123-4567)		
下請負人が請け 負った建設工事 の契約書に記載 された工事名称 とその工事の具 体的内容	● 工事名称 及 ● 工事内容	○○事務所改修工事 / コンクリート工、足場仮設工、鉄筋組立工、型枠工		
	● 工 期	自 令和2年 6月20日 至 令和3年 3月20日	● 契約日	令和2年 6月10日
下請負人が請け 負った建設工事 の契約書に記載 された工期	● 建設業の 許 可	施工に必要な許可業種 大、と、筋 工事業 大臣 特定 知事 一般 第77777号	許可番号	令和2年 2月20日
		工事業 大臣 特定 知事 一般 第		労働保険番号もしくは雇用保険適用事業所番号。継続事業の一括 の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の労働保険番号を記入。
下請負人の受け ている許可のうち、 請け負った建設工事の 施工に必要な業種に 係る許可	● 健康保険等 の加入状況	● 健康保険 加入 未加入 適用除外 加入 未加入 適用除外	● 厚生年金保険 加入 未加入 適用除外 加入 未加入 適用除外	● 雇用保険 加入 未加入 適用除外 加入 未加入 適用除外
	● 事業所整理記 号等	● 営業所の名称 ○○営業所	● 健康保険 ZZZZ	● 厚生年金保険 ZZZZZZ
		● 雇用保険 ZZZZ-ZZZZZ-2		
請負契約に係る 営業所の名称	● 現場代理人 阿蘇 四郎	● 下請負人が置いた 現場代理人の氏名 (※)	● 安全衛生責任者 肥後 太郎	● 下請負人が置いた安全衛 生責任者の氏名 (※)
	● 権限及び 意見申出方法	● 契約書記載のとおり	● 安全衛生推進者 肥後 一郎	● 下請負人が置いた安全衛 生推進者の氏名 (※)
各保険の適用を 受ける営業所に ついて届出を行 っている場合に は「加入」、行っ ていない場合 (適用を受ける 営業所が複数あ り、そのうち一 部について行っ ていない場合を 含む)は「未加 入」、従業員規模 等により各保険 の適用が除外さ れている場合は 「適用除外」を ○で囲む。	● 主任技術者 阿蘇 五郎	● 下請負人が置いた主任技術 者の氏名及び専任・非専任の 別 (いずれかに○)	● 雇用管理責任者 肥後 二郎	● 下請負人が置いた雇用管 理責任者の氏名 (※)
	● 資格内容 一級建築施工管理技士	● 主任技術者の資格	● 専門技術者 資格内容	● 下請負人が置いた専門技術者 の氏名、資格、担当する工事の 具体的内容 (※)
			● 担当工事内容	
	● 一号特定技能外 国人の従事 状況 (有無)	有 (無)	● 外国人技能実 習生の従事 状況 (有無)	有 (無)
	● 出入国管理及び難民認定法 別表第一の二の表の特定技 能の項の下欄の第一号に掲 げる活動を行う者 (外国人建 設就労者) が、建設工事に従 事する場合は「有」、従事す る予定がない場合は「無」を ○で囲む。	● 出入国管理及び難民 認定法別表第一の二 の表の技能実習の在 留資格を決定された 者が当該建設工事に 従事する場合は「有」、 従事する予定がない 場合は「無」を○で囲 む。	● 事業所整理記号及 び事業所番号。一括 適用の承認に係る 営業所の場合は、主 たる営業所の事業 所整理記号及び事 業所番号を記入。	● 事業所整理記号及び 事業所番号 (健康保 険組合にあっては組 合名)。一括適用の承 認に係る営業所の場合 は、主たる営業所 の事業所整理記号及 び事業所番号を記入。

- 下請負人が建設業の許可を受けていない場合は、「建設業の許可」「主任技術者」「専門技術者」に関する事項は記入不要。
- 別記書きの欄に、(※)があるものについては、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記入不要。
- 「権限及び意見申出方法」の欄は、建設業法では相手方に対して書面により通知することとなっているため、その通知書や契約書に定められている旨を記載。

(記載例3) 施工体系図

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

施工体系図 別記様式3

発注者名	宇城市長 △△△△
工事名称	〇〇事務所改修工事

工期	自 令和2年 6月 6日 至 令和3年 3月 31日
----	-------------------------------

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期

黄色部分は、建設業法で定められた記載事項

作成建設業者の商号・名称

作成建設業者が置いた専門技術者の氏名、担当する工事の具体的内容(※)

作成建設業者が置いた統括安全衛生責任者の氏名(※)

一次下請を監督するために作成建設業者が置いた監督員の氏名(※)

作成建設業者が置いた監理技術者又は主任技術者の氏名

元方安全衛生管理者

統括安全衛生責任者の指揮を受けて技術的事項を管理する者の氏名(※)

元請名	水前寺建設株式会社
監督員名	白川 太郎
監理(主任)技術者名	白川 二郎
専門技術者名	白川 三郎
担当工事内容	冷暖房設備工事 給排水設備工事
元請会長	統括安全衛生責任者 白川 太郎
副会長	中央 一男

- 下請負人が建設業の許可を受けていない場合は、下請負人に関する「主任技術者」「専門技術者」に関する事項は記入不要。
- 説明書きの後に、(※)があるものについては、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記入不要。

- 下請負人の商号名称
- 下請負人が置いた安全衛生責任者の氏名(※)
- 下請負人が置いた主任技術者の氏名
- 下請負人が置いた専門技術者の氏名、担当する工事の具体的内容(※)
- 下請負人が請け負った建設工事の具体的内容

《一次下請》

《二次下請》

《三次下請》

《四次下請》

鉄筋組立工

型枠工

電気設備・配線工

照明設備

下請負人が請け負った建設工事の契約書に記載された工期

(記載例4) 作業員名簿

作業員名簿 別記様式4

〇〇事務所改修工事

白川 一郎

作業所名や工事名を記載。建設キャリアアップシステムに現場IDが登録されている場合は記載。

本書面に記載した内容は、作業員名簿として安全衛生管理や労働災害発生時の緊急連絡・対応のために元請負業者に提示することについて、記載者本人は同意しています。

元請の現場代理人を記載。

業 員 名 簿	
1	張 國 強
2	李 國 強
3	王 國 強
4	陳 國 強
5	黃 國 強
6	周 國 強
7	吳 國 強
8	鄭 國 強
9	趙 國 強
10	林 國 強
11	梁 國 強
12	劉 國 強
13	楊 國 強
14	張 國 強
15	李 國 強
16	王 國 強
17	陳 國 強
18	黃 國 強
19	周 國 強
20	吳 國 強
21	鄭 國 強
22	趙 國 強
23	林 國 強
24	梁 國 強
25	劉 國 強
26	楊 國 強
27	張 國 強
28	李 國 強
29	王 國 強
30	陳 國 強
31	黃 國 強
32	周 國 強
33	吳 國 強
34	鄭 國 強
35	趙 國 強
36	林 國 強
37	梁 國 強
38	劉 國 強
39	楊 國 強
40	張 國 強
41	李 國 強
42	王 國 強
43	陳 國 強
44	黃 國 強
45	周 國 強
46	吳 國 強
47	鄭 國 強
48	趙 國 強
49	林 國 強
50	梁 國 強
51	劉 國 強
52	楊 國 強
53	張 國 強
54	李 國 強
55	王 國 強
56	陳 國 強
57	黃 國 強
58	周 國 強
59	吳 國 強
60	鄭 國 強
61	趙 國 強
62	林 國 強
63	梁 國 強
64	劉 國 強
65	楊 國 強
66	張 國 強
67	李 國 強
68	王 國 強
69	陳 國 強
70	黃 國 強
71	周 國 強
72	吳 國 強
73	鄭 國 強
74	趙 國 強
75	林 國 強
76	梁 國 強
77	劉 國 強
78	楊 國 強
79	張 國 強
80	李 國 強
81	王 國 強
82	陳 國 強
83	黃 國 強
84	周 國 強
85	吳 國 強
86	鄭 國 強
87	趙 國 強
88	林 國 強
89	梁 國 強
90	劉 國 強
91	楊 國 強
92	張 國 強
93	李 國 強
94	王 國 強
95	陳 國 強
96	黃 國 強
97	周 國 強
98	吳 國 強
99	鄭 國 強
100	趙 國 強

(令和3年6月10日作成)

阿蘇工業（株）

網掛け部分は、建設業法
で定められた記載事項

提出日 令和3年6月15日

(次)会社名
・事業者ID

[illegible]

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

☒ 現 …現場代理人
 ☐ 作 …作業主任者（（注）2.）
 ☒ 女 …女性作業員
 ☐ 未 …18歳未満の作業員
☒ 主 …主任技術者
☐ 職 …職 長
☒ 安 …安全衛生責任者
☐ 能 …能力向上教育
☐ 再 …危険有害業務・再発防止教育
☒ 留 …外国人技能実習生
☐ 就 …外国人建設就労者
☒ 1特 …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業箇所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

(注) 3. 経験年数は現在担当している仕事の経験年数を記入する。

(注) 4. 各社別に作成するのを原則だが、リース機械等の運転者は一緒にでもよい。

(注) 5. 資格・免許等の写しを添付すること。

(注) 6. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称（健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険）を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 7. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称（厚生年金、国民年金）を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 8. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。（日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載）事業主である等により雇用保険の適用除外である場合には「左欄に「適用除外」と記載。

(注) 9. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 10. 安全衛生に関する教育の内容（例：雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の義務に係る特別教育）については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 11. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（例：登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士）を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 12. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。

(作成例) 再下請負通知書

年 月 日

再下請負通知書

直近上位
注文者名

②

【報告下請負業者】

受付印

(発注機関使用欄)

住 所

元 請 名 称

①

会 社 名

③

代表者名

《自社に関する事項》

工 事 名 称 及 工 事 内 容					
工 期	自	年	月	日	注文者との 契 約 日
	至	年	月	日	年 月 日

建 設 業 の 可 許	施工に必要な許可業種	許 可 番 号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	

監 督 員 名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
現 場 代 理 人 名		雇用管理責任者名	
権限及び 意見申出方法		専 門 技 術 者 名	
主 任 技 術 者 名	専 任 非専任	資 格 内 容	
資 格 内 容		担 当 工 事 内 容	

一号特定技能外国人 の従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

※施工体制台帳の記載例に準じて、記載すること。

※施工体制台帳の記載例に準じて、記載すること。

《再下請負関係》

再下請負業者及び再下請負契約関係について次のとおり報告いたします。

会 社 名	④	代 表 者 名	
住 所 番 号			
工 事 名 称 及 工 事 内 容			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契 約 日	年 月 日

建 設 業 の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	
	事業所 整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び 意見申出方法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資格内容		専門技術者名	
		資格内容	
		担当工事内容	

一号特定技能外国人 の従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 無
-------------------------	-----	------------------------	-----

【施工体制が二次下請までである場合】

① → 元請業者、② → 元請業者、③ → 一次下請業者、④ → 二次下請業者

【施工体制が三次下請までである場合】

① → 元請業者、② → 一次下請業者、③ → 二次下請業者、④ → 三次下請

（参考１）関係法令

建設業法（抄）

（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）

- 第二十四条の八 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になるときは、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え置かなければならない。
- ２ 前項の建設工事の下請負人は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の特定建設業者に対して、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負った建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を通知しなければならない。
- ３ 第一項の特定建設業者は、同項の発注者から請求があつたときは、同項の規定により備え置かれた施工体制台帳を、その発注者の閲覧に供しなければならない。
- ４ 第一項の特定建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

建設業法施行令（抄）

（法第二十四条の八第一項の金額）

- 第七条の四 法第二十四条の八第一項の政令で定める金額は、五千万円とする。ただし、特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事が建築一式工事である場合においては、八千万円とする。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（抄）

（定義）

第二条 （略）

- ２ この法律において「公共工事」とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。

（施工体制台帳の作成及び提出等）

- 第十五条 公共工事についての建設業法第二十四条の八第一項、第二項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第一項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第四項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。
- ２ 公共工事の受注者（前項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下単に「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされているものに限る。）は、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。
- ３ 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（次条において「施工技術者」という。）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
- （各省各庁の長等の責務）
- 第十六条 公共工事を発注した国等に係る各省各庁の長等は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならない。

(参考 2) 建設工事の種類及び例示

	建設工事の種類 (建設業法別表第 1 の上欄)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン別表 1)
1	土木一式工事	
2	建築一式工事	
3	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
4	左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
5	とび・土工・コンクリート工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
6	石工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
7	屋根工事	屋根ふき工事
8	電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
9	管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガスパ配管工事、ダクト工事、管内更生工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
11	鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
12	鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
13	舗装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
14	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事

	建設工事の種類 (建設業法別表第1の上欄)	建設工事の例示 (建設業許可事務ガイドライン別表1)
15	板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
16	ガラス工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
17	塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
18	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
19	内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
20	機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
21	熱絶縁工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
22	電気通信工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設置工事、ＴＶ電波障害防除設備工事
23	造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
24	さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
25	建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
26	水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
27	消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
28	清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
29	解体工事	工作物解体工事

(参考3) 建設業法における技術者制度

許可を受けている業種		指定建設業 (土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園)			その他 (左記以外の22業種)		
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における 下請金額の合計		5,000万円※ ¹ 以上	5,000万円※ ¹ 未満	5,000万円※ ¹ 以上は 契約できない	5,000万円 以上	5,000万円 未満	5,000万円 以上は 契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者		主任技術者	監理技術者		主任技術者
	技術者の※ ² 資格要件	①一級国家資格者 ②国土交通大臣認定者	①一級・二級国家資格者 ②指定学科＋実務経験者 ③実務経験者(10年以上)		①一級国家資格者 ②指導監督的な実務経験者	①一級・二級国家資格者 ②指定学科＋実務経験者 ③実務経験者(10年以上)	
	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事 請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)以上となる工事					
	監理技術者資格者証の必要性	技術者の専任を要する工事 のとき必要	必要ない		技術者の専任を要する工事 のとき必要	必要ない	

※1 建築一式工事の場合は、8,000万円。

※2 技術者の資格要件のうち、対象となる国家資格等は19～21ページのとおり。

【専門技術者の配置】

(1) 一式工事における専門技術者

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合、これらの一式工事の内容となる専門工事(例えば、住宅建築工事を施工する場合における大工工事、屋根工事、内装仕上工事、電気工事、管工事、建具工事などを指し、軽微な建設工事は除く。)を自ら施工するときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有する者(＝専門技術者)を置かなければなりません。

自ら専門技術者を置くことができない場合は、当該専門工事の許可を受けた建設業者に請け負わせて施工させなければなりません。

(2) 附帯工事における専門技術者

許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事(例えば、建築物の改修の場合の電気工事の施工に伴って必要を生じた内装仕上工事などを指し、軽微な建設工事は除く。)を自ら施工するときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有する者(＝専門技術者)を置かなければなりません。

自ら専門技術者を置くことができない場合は、当該専門工事の許可を受けた建設業者に請け負わせて施工させなければなりません。

営業所専任技術者となり得る国家資格等一覧

◎：特定建設業の営業所専任技術者（又は監理技術者）となり得る国家資格等
 ○：一般建設業の営業所専任技術者（又は主任技術者）となり得る国家資格等
 △：一般建設業の営業所専任技術者（又は主任技術者）となり得る国家資格等（但し、資格合格後、一級は3年、二級は5年の実務経験が必要）
 （※）特定建設業の営業所専任技術者（又は監理技術者）となり得る国家資格等を有する者は、一般建設業の営業所専任技術者（又は主任技術者）となり得る。

資格区分			建設業の種類																															
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
建設業法（技術検定）	1級建設機械施工管理技士		◎			◎								◎																				
	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）		○			○								○																				
	1級土木施工管理技士		◎			△	◎	◎	△			△	◎	△	◎	◎			◎	△			△				△	◎	△		△	◎	※	
	1級土木施工管理技士補					△	△	△	△			△	△	△	△			△	△			△					△	△	△		△	△	△	
	2級土木施工管理技士	土木	○			△	○	○	△			△	○	△	○	○			△	△			△				△	△	○		△	○	※	
		鋼構造物塗装				△	△	△	△			△	△	△	△				○	△			△				△	△	△		△	△	△	
		薬液注入				△	○	△	△			△	△	△	△				△	△			△				△	△	△		△	△	△	
	2級土木施工管理技士補	土木				△	△	△	△			△	△	△	△				△	△			△				△	△	△		△	△	△	
		鋼構造物塗装				△	△	△	△			△	△	△	△				△	△			△				△	△	△		△	△	△	
		薬液注入				△	△	△	△			△	△	△	△				△	△			△				△	△	△		△	△	△	
	1級建築施工管理技士			◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎				◎	◎	◎	◎	◎	△	◎				◎	△	△	△	△	◎	※
	1級建築施工管理技士補					△	△	△	△			△	△	△	△				△	△	△	△	△	△				△	△	△		△	△	△
	2級建築施工管理技士	建築		○	△	△	△	△	△			△	△	△				△	△	△	△	△	△	△				△	△	△		△	○	※
		躯体			○	△	○	△	△			○	○	○				△	△	△	△	△	△	△				△	△	△		△	○	※
		仕上げ			○	○	△	○	○			○	△					○	○	○	○	△	○					○	△	△		△	△	△
	2級建築施工管理技士補					△	△	△	△	△		△	△	△				△	△	△	△	△	△	△				△	△	△		△	△	△
	1級電気工事施工管理技士									◎																						△		
	1級電気工事施工管理技士補																															△		
	2級電気工事施工管理技士									○																						△		
	2級電気工事施工管理技士補																															△		
	1級管工事施工管理技士									◎			△		△	△							△	△				△	△	△	△	△	△	
	1級管工事施工管理技士補												△		△	△							△	△				△	△	△	△	△	△	
	2級管工事施工管理技士									○			△		△	△							△	△				△	△	△	△	△	△	
	2級管工事施工管理技士補												△		△	△							△	△				△	△	△	△	△	△	
	1級電気通信工事施工管理技士																								◎									
	2級電気通信工事施工管理技士																								○									
	1級造園施工管理技士						△	△	△	△			△	△	△	△				△	△			△		◎	△		△	△	△	△	△	
	1級造園施工管理技士補						△	△	△	△			△	△	△	△				△	△			△			△	△	△	△	△	△	△	
	2級造園施工管理技士						△	△	△	△			△	△	△	△				△	△			△		○	△		△	△	△	△	△	
	2級造園施工管理技士補						△	△	△	△			△	△	△	△				△	△			△			△	△	△	△	△	△	△	
建築士法 （建築士試験）	1級建築士			◎	◎				◎			◎	◎								◎													
	2級建築士			○	○			○			○										○													
	木造建築士				○																													
技術士法（技術士試験）	技術部門「選択科目」																																	
	建設（「鋼構造物及びコンクリート」を除く）・総合技術監理「建設」（鋼構造物及びコンクリートを除く）		◎				◎			◎					◎	◎										◎						◎	※	
	建設「鋼構造物及びコンクリート」・総合技術監理「建設—鋼構造物及びコンクリート」		◎				◎			◎			◎	◎	◎	◎										◎							◎	※
	農業「農業土木」・総合技術監理「農業—農業土木」		◎				◎																											
	電気電子・総合技術監理「電気電子」									◎															◎									
	機械（「流体力学」「熱工学」を除く）・総合技術監理「機械」（流体力学、熱工学を除く）																							◎										
	機械「流体力学」又は「熱工学」・総合技術監理「機械—流体力学」又は「機械—熱工学」											◎												◎										
	上下水道（「上水道及び工業用水道」を除く）・総合技術監理「上下水道」（上水道及び工業用水道を除く）											◎																		◎				
	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理「上下水道—上水道及び工業用水道」											◎																◎	◎					
	水産「水産土木」・総合技術監理「水産—水産土木」		◎				◎									◎																		
	森林「林業」・総合技術監理「森林—林業」																									◎								
	森林「森林土木」・総合技術監理「森林—森林土木」		◎				◎																			◎								
	衛生工学（「水質管理」「廃棄物管理」を除く）・総合技術監理「衛生工学」（水質管理、廃棄物管理を除く）											◎																						
	衛生工学「水質管理」・総合技術監理「衛生工学—水質管理」											◎																		◎				
	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理「衛生工学—廃棄物管理」											◎																		◎		◎		

	資格区分	建設業の種類																													
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解	
電気工事士法 (電気工事士試験)	第1種電気工事士								○																						
	第2種電気工事士【3年】								○																						
電気事業法 (電気主任技術者国家試験等)	電気主任技術者（第1種～第3種）【5年】								○																						
電気通信事業法 (電気通信主任技術者試験)	電気通信主任技術者【5年】																						○								
	工事担任者【3年】																						○								
水道法 (給水装置工事主任技術者試験)	給水装置工事主任技術者【1年】								○																						
消防法 (消防設備士試験)	甲種 消防設備士																												○		
	乙種 消防設備士																												○		
職業能力開発促進法 (技能検定)	(検定職種)																														
	建築大工				○																										
	型枠施工				○		○																								
	左官					○																									
	とび・とび工						○																							○	
	コンクリート圧送施工						○																								
	ウェルポイント施工						○																								
	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管									○																					
	給排水衛生設備配管									○																					
	配管（選択科目「建築配管作業」）・配管工									○																					
	建築板金「ダクト板金作業」						○		○							○															
	タイル張り・タイル張り工										○																				
	築炉・築炉工・れんが積み										○																				
	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						○				○																				
	石工・石材施工・石積み						○																								
	鉄工（選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」）・製罐											○																			
	鉄筋組立て・鉄筋施工（選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」）												○																		
	工場板金																	○													
	板金（選択科目「建築板金作業」）・建築板金（選択科目「内外装板金作業」）・板金工（選択科目「建築板金作業」）							○									○														
	板金・板金工・打出し板金																○														
	かわらぶき・スレート施工							○																							
	ガラス施工																	○													
	塗装・木工塗装・木工塗装工																		○												
	建築塗装・建築塗装工																		○												
	金属塗装・金属塗装工																		○												
	噴霧塗装																		○												
	路面標示施工																		○												
	曇製作・曇工																				○										
	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																				○										
	熱絶縁施工																						○								
	建具製作・建具工・木工（選択科目「建具製作作業」）・カーテンウォール施工・サッシ施工																										○				
	造園																								○						
	防水施工																			○											
	さく井																											○			
その他	地すべり防止工事（注2）【1年】					○																					○				
	基礎ぐい工事（注3）					○																									
	建築設備士（注4）【1年】								○	○																					
	計装（注5）【1年】								○	○																					
	解体工事（注6）																													○	

資格区分			建設業の種類																														
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解		
その他	基幹技能者 (注7)	種 目	登録電気工事基幹技能者							○														○									
			登録橋梁基幹技能者					○						○																			
			登録造園基幹技能者																							○							
			登録コンクリート圧送基幹技能者					○																									
			登録防水基幹技能者																				○										
			登録トンネル基幹技能者						○																								
			登録建設塗装基幹技能者																		○												
			登録左官基幹技能者						○																								
			登録機械土工基幹技能者							○																							
			登録海上起重基幹技能者														○																
			登録ＰＣ基幹技能者						○							○																	
			登録鉄鈑基幹技能者													○																	
			登録圧接基幹技能者													○																	
			登録型枠基幹技能者						○																								
			登録配管基幹技能者											○																			
			登録腐・土工基幹技能者							○																							
			登録切断穿孔基幹技能者							○																							
			登録内装仕上工事基幹技能者																					○									
			登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者																											○			
			登録エクステリア基幹技能者							○	○				○																		
			登録建築板金基幹技能者									○							○														
			登録外壁仕上基幹技能者							○											○	○											
			登録ダクト基幹技能者											○																			
			登録保温保冷基幹技能者																						○								
			登録グラウト基幹技能者							○																							
			登録冷凍空調基幹技能者											○																			
			登録運動施設基幹技能者							○						○												○					
			登録基礎工基幹技能者							○																				○			
			登録タイル張り基幹技能者												○																		
			登録標識・路面標示基幹技能者							○											○												
			登録消火設備基幹技能者																													○	
			登録建築大工基幹技能者						○																								
			登録硝子工事基幹技能者																	○													
			登録ＡＬＣ基幹技能者											○																			
登録土工基幹技能者							○																										
登録土質改良基幹技能者							○																										
登録都市トンネル基幹技能者							○																										
登録潜函基幹技能者							○																										

備考

（参考４）請負契約書に記載すべき内容

※建設業法第１９条引用

建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければなりません。

また、契約の締結に際しては、次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。

- １ 工事内容
- ２ 請負代金の額
- ３ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ４ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ５ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ６ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ７ 価格等（物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ８ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ９ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- １０ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期
- １１ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- １２ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- １３ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- １４ 契約に関する紛争の解決方法

※上記に掲げる事項を変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。

（参考5）不正行為等に対する監督処分

建設業法に違反したり、建設業者として不適正な行為を行うと、次のような監督処分（＝行政処分）を受けることがあります。

1 指示処分

建設業者に建設業法違反や、その他不適正な事実があった場合に、是正や改善のために具体的にとるべき措置を行政庁から命令するものです。

2 営業停止処分

建設工事の施工等に関し、建設業者に特に不適切な行為がある場合や、指示処分における指示の内容に従わない場合、行政庁が1年以内の期間を定めて建設業の営業停止を命ずるものです。

特に不適切な行為がある場合とは、一括下請負の禁止規定など建設業法上の違反があった場合だけでなく、刑法、独占禁止法など他の法令に違反した場合も含まれます。

3 許可の取消し処分

不正の手段により建設業の許可を受けた場合や、営業停止処分に違反した場合、又は営業停止処分にあたる行為で情状が特に重い場合は、建設業の許可が取り消されることとなります。

【施工体制台帳等の不作成】

施工体制台帳等の作成義務があるにもかかわらず施工体制台帳又は施工体系図を作成しなかった場合、又は虚偽の施工体制台帳又は施工体系図の作成を行った場合は、原則として7日以上の営業停止処分を受けることとなります。

【無許可業者との下請契約】

建設業の許可を受けずに軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者であることを知ったうえで、500万円以上（※）の請負契約を結んだり、営業停止処分を受けている者であることを知ったうえで、下請契約を結ぶと、原則として7日以上の営業停止処分を受けることとなります。

※建築一式工事の場合は、1,500万円以上及び延べ面積が150㎡以上の木造住宅工事

【主任技術者等の不設置等】

請け負った建設工事を施工する際、主任技術者又は監理技術者を置かなかったとき（資格要件を満たさない者を置いたときを含む）は、原則として15日以上の営業停止処分を受けることとなります。

(参考 6) 公共工事の発注者

下請契約の金額に関わらず、下請契約を締結したときに、施工体制台帳等の作成が必要とされる「公共工事」の発注者とは、次のとおりです。

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 2 条第 2 項)

1 国

2 地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合及び財産区）

3 次に掲げる特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第 1 条）

首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、
中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、
東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、沖縄科学技術大学院大学学園、
日本中央競馬会、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、
国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人空港周辺整備機構、
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、
独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、
独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、
独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、
独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、
独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構

平成 28 年 12 月 26 日公布（平成 28 年政令第 396 号）改正時点

問い合わせ先：宇城市総務部契約検査課

TEL：0964-32-1842 FAX：0964-33-6766

※本マニュアルや施工体制台帳等の様式及び記載例は、宇城市ホームページに掲載しています。

宇城市 施工体制台帳

